平成２２年（フ）第７３号
滋賀県長浜市三ツ矢町12番７号
債務者　佐々木良治
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
滋賀県長浜市三ツ矢町12番７号
債務者　佐々木美恵子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート２号棟215号
債務者　金子　敏江
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６０３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目13番地６　銀杏マンション306号
債務者　高瀬美和子（旧姓松延）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
埼玉県越谷市大字大泊611番地57
債務者　渡邊かほる
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
埼玉県春日部市西金野井1669番地１
債務者　深井　はつ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６４５号
宮城県多賀城市山王字山王四区168番地の３
債務者　高田　ヒデ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４６号
宮城県多賀城市山王字山王四区168番地の３
債務者　高田　敏子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７０号
仙台市泉区黒松２丁目20番30号
債務者　今野　美樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５９号
埼玉県戸田市本町５丁目13番13―508号、旧住所埼玉県戸田市本町５丁目５番10―502号
債務者　後藤　茂夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５５号
埼玉県川口市芝下２丁目18番23号　芝ハイツ401号、旧住所埼玉県川口市芝下３丁目21番23号
債務者　松本　洋二
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６６号
埼玉県志木市幸町４丁目18番８号
債務者　三木亜希子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７７号
さいたま市見沼区春野１丁目６番４―304号
債務者　鎌形　昭子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９２号
埼玉県上尾市大字戸崎１番地94
債務者　斉藤　　司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９４号
埼玉県和光市新倉２丁目22番60号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０３号
埼玉県加須市土手２丁目２番25号
債務者　小林　直年
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３９号
埼玉県加須市久下６丁目２番地16　ハイツ泉102号、旧住所埼玉県加須市土手２丁目13番４号
債務者　長谷部浩一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２４号
埼玉県北本市深井６丁目22番地
債務者　小泉　隆一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係